

第16期定時株主総会

その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

第16期

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

住石ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第24条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をしていない株主様には、アクセス通知のみお送りいたします。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社名

連結子会社の数	4社
連結子会社名	住石貿易株式会社 住石マテリアルズ株式会社 ダイヤモンドマテリアル株式会社 泉山興業株式会社

(2) 主要な非連結子会社名

該当なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社名

持分法を適用した非連結子会社	該当なし
持分法を適用した関連会社の数	1社
会社名	新居浜コールセンター株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社名等

持分法を適用しない非連結子会社	該当なし
持分法を適用しない関連会社	該当なし

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

採石事業部門及び一部の子会社

定額法

上記以外の資産

定額法及び定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務については繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行っております。

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

③ ヘッジ方針

会社が業務遂行上さらされる市場リスクを適切に管理することにより、リスクの減殺を図ることを目的にリスクヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段を直接結びつけてヘッジ有効性を評価しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 石炭事業

石炭事業においては、主に石炭の販売を行っており、商品の引き渡し時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先への支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

② 新素材事業

新素材事業においては、工業用人工ダイヤモンドの販売を行っており、商品及び製品の引き渡し時点で顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

③採石事業

採石事業においては、碎石の販売を行っており、製品の引き渡し時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で収益を認識しております。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議し、2023年7月21日に処分を実行しました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年7月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 124,300株
(3) 処分価額	1株につき 353円
(4) 処分価額の総額	43,877,900円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く） 5名 70,700株 当社の監査等委員である取締役 3名 18,400株 当社の執行役員 5名 35,200株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき有価証券通知書を提出いたしました。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、当社の取締役（取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役、以下「対象取締役」という。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入することを決議いたしました。また、2020年6月26日開催の当社第12期定時株主総会において、対象取締役に対して、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会において決議された報酬の限度額年額2億5千万円以内（うち取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し2億円以内、監査等委員である取締役に対し5千万円以内）の報酬枠内で、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社普通株式の取得のための現物出資財産とする金銭報酬債権を支給すること、対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年420千株以内（うち取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し300千株以内、監査等委員である取締役に対し120千株以内）とすることにつき、ご承認いただいております。

また、当社の執行役員においても、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することが重要と考え、対象取締役と同様の制度を導入することといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 投資有価証券に計上したWambo Coal Pty Ltd(ワンボ社)のBクラス株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、投資有価証券の評価損は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の子会社である住石マテリアルズ株式会社は、豪州の石炭鉱山の運営会社であるワンボ社のBクラス株式25百万株を保有しており、投資有価証券に当連結会計年度末現在、残余財産分配権のない外貨建の株式として2,464百万円計上しています。

ワンボ社のBクラス株式の評価はワンボ社の財政状態、経営成績及び将来の配当可能性等を考慮して決定される必要があります。

当該見積りは、ワンボ社の将来の業績が見積りと異なる場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
北海道赤平市	遊休資産	土地	83
福岡県飯塚市	遊休資産	土地	127
神奈川県中郡	賃貸用資産	土地	208

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社のグルーピングは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位で行っております。この場合、管理会計上収支計算が分離されていること、物理的に分離されていること、主要な資産が相互補完的でないこと、遊休資産・共用資産であるか等を考慮して合理的なグルーピングを行い、原則として每期継続して適用しております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休土地の資産グループ及び賃貸用土地のうち時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（419百万円）として特別損失に計上しました。

また、当資産グループの回収可能価額は、不動産鑑定評価書及び不動産鑑定評価額に基づき固定資産税評価額の変動率等を用いて補正・評価した正味売却価額等により測定しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 2,042百万円
2. 保証債務及び手形遡及債務等
下記のとおり債務保証を行っております。
個人住宅ローン 借入金 50百万円

3. 事業用土地の再評価差額金計上額

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法といたしましたが、一部については、同条第2号によるところの国土利用計画法施行令の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行う方法、ないし、同条第5号によるところの鑑定評価による方法としております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△182百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	58,892,853株
第二種優先株式	7,140,000
計	66,032,853

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

① 決議	2023年5月15日取締役会
② 配当の総額	399百万円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 1株当たりの配当金	7円50銭
⑤ 基準日	2023年3月31日
⑥ 効力発生日	2023年6月8日

・第二種優先株式の配当に関する事項

① 決議	2023年5月15日取締役会
② 配当の総額	14百万円

③ 配当の原資	利益剰余金
④ 1株当たりの配当金	2円
⑤ 基準日	2023年3月31日
⑥ 効力発生日	2023年6月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当の総額	3,086百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たりの配当金	60円
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年6月6日

・第二種優先株式の配当に関する事項

① 配当の総額	14百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たりの配当金	2円
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年6月6日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブは、外貨建予定取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況や回収状況及び滞留債権状況を定期的にレビューし、把握する体制をとっております。

投資有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものは取引所における市場価格の変動リスクにさらされていますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引の状況については、通常の取引過程における外貨建予定取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため取引先の要請があった場合に為替予約を付しており、執行・管理については取引権限を定めた社内規程に従って行っております。なお、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引は行っておりません。また、営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされていますが、当社グループでは、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,574百万円）及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額249百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	23	23	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	23	-	-	23

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は19百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸等費用は営業外費用に計上）であります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
4,666	△422	4,244	3,340

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は、賃貸用土地、遊休地の減損損失（△419百万円）、減価償却費（△1百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を基礎とし、その他の物件については第三者からの取得時や直近の評価時点の価格をふまえ、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(収益認識に関する注記)

①収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
一時点で移転される財又はサービス	13,617	275	525	14,416
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	13,617	275	525	14,416
その他の収益	8,182	-	-	8,182
外部顧客への売上高	21,799	275	525	22,599

②収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項、(7)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

③当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	475円82銭
1株当たり当期純利益	144円70銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、持続的な成長と企業価値向上を目的として、株式会社麻生（以下「麻生」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことを決議し、同日付で麻生との間で資本業務提携契約（以下「本契約」といいます。）を締結しました。

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社グループ（当社並びにその連結子会社及び持分法適用会社を総称していいます。以下同じです。）は、1893年に九州で石炭事業に着手した住友の石炭事業を源流とし、1894年には麻生グループ（麻生を中核会社とする連結子会社及び持分法適用会社からなる企業グループをいいます。以下同じです。）の主力炭鉱であった忠限炭鉱を取得し、同炭鉱は、その後の住友の石炭事業隆盛の礎となりましたが、戦後の財閥解体の一環で石炭専業となった住友石炭鉱業株式会社（当社グループ傘下の現住石マテリアルズ株式会社）は、石炭採炭事業から転換を進めるとともに、1994年に国内炭鉱を閉山しました。

一方、麻生グループは、1872年に創業者が目尾御用炭山を採掘、石炭事業に着手したことにより、戦前は石炭事業を主たる事業として発展し、戦後は、炭鉱跡地の再開発に取り組むとともに、時代の要請に合わせて様々な分野に事業領域を拡大し、現在では、セメント事業、健康・医療事業、教育・人材関連事業等、幅広い分野に事業展開しています。

当社グループは、現在では、一般炭を中心に日本の経済発展に不可欠な石炭を安定的に供給することを主たる事業目的としつつ、中長期的な方針として、カーボンニュートラル（脱炭素化）の進展によるエネルギー需給構造の変化等、国際的な環境変化に適合した新たなビジネスモデルの構築、推進を掲げています。

このような状況のなか、このたび、麻生グループと当社グループは、麻生グループが有する石炭事業からのビジネスモデルの転換のノウハウ及び顧客基盤、並びに当社グループが有する石炭調達の知見及び炭鉱跡地等の経営資源等を掛け合わせ、両社の企業価値の更なる向上を実現することを目的として業務提携を進めると共に、両社の信頼関係をより強固なものとし、業務提携を円滑かつ確実に進めるため、本資本業務提携契約を締結しました。

なお、麻生は、2024年5月15日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社の普通株式25,228,700株（総株主の議決権の数に対する割合（注）49.08%）を所有する当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社を持分法適用関連会

社としています。

(注) 総株主の議決権の数に対する割合は、2024年3月31日現在の株主名簿の総株主の議決権の数513,993個に対する割合を計算（小数点以下第三位を四捨五入）しています。

2. 本資本業務提携の内容等

2.1 業務提携の内容

当社グループ及び麻生グループは、以下の事項について業務提携を推進していく予定です。

(1) 両社の主力事業の安定的成長に向けた協業関係の構築

- ・麻生グループを含む西日本における石炭ニーズに関する情報の当社グループへの共有を通じた、当社グループの石炭事業の成長への協力
- ・当社グループの知見の活用を通じた、麻生グループの石炭調達への協力

(2) 当社の九州地区における事業の拡大等

- ・麻生グループが九州地区において有する官公庁及び地元企業との強固なネットワークの活用を通じた、西日本における石炭中継基地を活用した九州地区における当社グループの石炭事業の強化
- ・当社グループが生産する多結晶ダイヤモンドの需要が今後増加する場合における、九州地区での多結晶ダイヤモンドの加工・サービス拠点の設置及び東西日本における安定供給体制の構築
- ・麻生グループの知見及びネットワークの活用を通じた当社グループが保有する旧炭鉱跡地の有効活用

(3) 新規事業に向けた協業の取組み

- ・麻生グループにおける石灰石の安定的な調達体制の構築に向けた両社のノウハウを活用した協業の可能性の検討

(4) 当社グループへの人材面における支援（人材確保・育成の支援）

- ・麻生グループからの営業支援、人材交流、若い従業員や技術者育成を図るための社員への研修・教育ノウハウの共有に関する支援等を通じた、当社グループにおける優秀な技術者の確保・育成及び技術伝承への取組みの加速

2.2 資本提携の内容

上記「2.1 業務提携の内容」に記載の業務提携を強力に推進するため、本契約において、麻生は、当社の普通株式の市場内（立合内）での取得により、その保有する当社の株式の議決権保有割合を50.0%超60.0%以下とすること（以下「本連結子会社化」といいます。）を目指すものとしています。

本連結子会社化が完了した場合には、麻生は当社の親会社となる予定です。

2.3 上場維持及び経営の独立性等に関する事項

本契約において、麻生は、本連結子会社化に際し、当社の普通株式の東京証券取引所への上場を維持する方針であることを確認し、当社の株式について、上場維持基準に抵触するおそれが生じ、当社が合理的に要請した場合には、当社の上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議に応じることを合意しています。

また、本契約において、麻生は、当社の上場会社としての経営の自主性及び独立性（当社が、麻生と当社の一般株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うため、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置することその他当社の一般株主を保護するための適切なガバナンス体制を整備することを含みます。）を尊重する方針であることを確認しています。

2.4 取締役候補者の指名等に関する事項

本契約において、当社及び麻生は、(i)本契約締結後最初に招集される定時株主総会の終結時点において、当社の取締役の総数は9名とし、そのうち社内取締役は6名（監査等委員でない取締役5名及び監査等委員である取締役1名）、社外取締役は3名（監査等委員でない取締役1名及び監査等委員である取締役2名）とする方針であること、並びに(ii)本契約締結日以降、当社の取締役の総数は7名以上で当社及び麻生が合意する人数とする方針であることを確認しています。

また、麻生は、社内取締役候補者2名を指名する権利を有すること、及び、社外取締役候補者1名（監査等委員である社外取締役候補者）を東京証券取引所が定める独立役員の実効性基準（但し、当社が別途独立役員の実効性判断基準を策定している場合には、当該実効性判断基準）を満たす者の中から推薦することができることを合意しています。

なお、麻生が本契約に基づき取締役候補者を指名又は推薦した場合、当社は、当社の独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された指名委員会による審議・検討を行い、かかる審議・検討において、当該取締役候補者についての懸念・疑念等が示された場合には、当社及び麻生は誠実に協議を行うことを合意しています。また、麻生は、当社の株主総会において取締役の選任に関する議案について議決権を行使する際には、当社の指名委員会の答申を考慮の上、当社と誠実に協議を行う

ことを合意しています。但し、2024年5月15日現在、当社は指名委員会を設置していないところ、本契約においては、当社が指名委員会を設置していない場合には、これらの規定は適用されないものとされています。

2.5 当社の株式の取扱い等に関する事項

(1) 麻生の議決権保有割合の希薄化防止等

本契約において、当社は、麻生が保有する当社の株式の議決権の希薄化を生じさせるおそれのある行為（但し、(i)当社の第12期定時株主総会において承認を受けた範囲内での当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての当社の株式の付与、及び(ii)第二種優先株式の取得に伴う当社の株式の交付を除きます。）に係る決定を行おうとする場合、事前に麻生に通知し、麻生の要請に応じ、麻生と誠実に協議を行うことを合意しています。なお、当社は、(i)当社の第12期定時株主総会において承認を受けた範囲内での当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての当社の株式の付与を行うことを決定した場合、及び(ii)第二種優先株式の株主から取得請求権の行使についての意向の表明がなされた場合その他第二種優先株式の取得に伴う当社の株式の交付が行われることが合理的に見込まれる場合には、麻生に通知することを合意しています。

また、当社は、本連結子会社化が実施された後、麻生が保有する当社の株式の議決権保有割合が50.0%以下になった場合又はその蓋然性が高いと合理的に認められる場合において、麻生が要請する場合には、当社及び麻生が別途合意する方法により、麻生が保有する当社の株式の議決権保有割合について過半数を維持するための措置をとることを合意しています。

(2) 麻生による当社の株式の譲渡・追加取得等

本契約において、麻生は、(i)自らの保有する当社の株式について、第三者に対する譲渡、移転、担保権の設定若しくは承継その他の方法による処分を行おうとする場合、又は、(ii)(a)当社の株式の追加取得のために公開買付けを実施する場合若しくは(b)当社の株式を追加で取得することによって当社の上場維持基準に抵触するおそれが生じると合理的に認められる場合には、当社に対して事前に通知し、当社が要請する場合には、処分先、処分又は取得の時期及び方法その他当該処分又は取得に関する事項について、当社との間で誠実に協議を行うことを合意しています。

2.6 従業員に関する事項

本契約において、麻生は、本連結子会社化に際し、当社グループの従業員の雇用確保、人事、労働条件その他従業員に関する事項について、当社の経営判断を尊重する方針であることを確認しています。

3. 本資本業務提携の相手先の概要

(1) 名称	株式会社 麻 生
(2) 所在地	福岡県飯塚市芳雄町7番18号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 麻生 巖
(4) 事業内容	医療関連事業、環境関連事業、建設関連事業、不動産事業
(5) 資本金	3,580百万円

4. 本資本業務提携の日程

本契約の締結に関する取締役会決議日	2024年5月15日
本契約の締結日	2024年5月15日
麻生の当社普通株式追加取得開始予定日	2024年5月16日以降

5. 今後の見通し

本資本業務提携による当社業績への影響は、短期的には軽微と考えていますが、中長期的には当社グループの企業価値の向上に資すると考えています。

以上

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は子会社に経営指導等を行う対価として経営指導料を収受しております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間にわたり定額で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る減価償却累計額 20百万円

(2) 保証債務

以下の連結子会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証をおこなっております。

	百万円	内容
住石貿易株式会社	43	銀行借入金
住石貿易株式会社	750	税関に対する関税等の延納
計	793	

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は次のとおりであります。

短期金銭債権 141百万円

短期金銭債務 0

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 207百万円

受取利息 39

支払利息 12

受取配当金 3,531

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,453,978株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	44百万円
子会社株式評価損	28
株式報酬費用	38
その他	14
繰延税金資産小計	123
評価性引当額	△115
繰延税金資産合計	8
繰延税金負債	
その他	△2
繰延税金負債合計	△2
繰延税金資産の純額	6

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権 等の所 有割合	関係内容		取引の内容	取 引 額	科 目	期 末 残 高
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	住石貿易(株)	東京都 港区	100	石炭事業	所有 直接 100%	兼任 4人	経営指導 及び資金 支援	経営指導料の 受取 (※1)	186	-	-
								資金の貸付 (※2)	5,200	関係会社 短期貸付 金	500
								資金の回収 (※2)	15,604	関係会社 長期貸付 金	1,321
								貸付金利息の 受取 (※4)	39	-	-
子会社	住石マテリアルズ(株)	東京都 港区	100	資産の管理等	所有 直接 100%	兼任 5人	経営指導	経営指導料の 受取 (※1)	17	-	-
								受取配当金	3,500	-	-
								資金の返済 (※3)	3,570	-	-
								借入金利息の 支払 (※4)	12	-	-
子会社	ダイヤマテリアル(株)	北海道 赤平市	90	新素材事業	所有 直接 100%	兼任 1人	経営指導	経営指導料の 受取 (※1)	2	-	-
								資金の返済 (※3)	80	-	-
								借入金利息の 支払 (※4)	0	-	-
子会社	泉山興業(株)	青森県 上北郡 六ヶ所 村	90	採石事業	所有 直接 100%	兼任 1人	経営指導	経営指導料の 受取 (※1)	2	-	-
								受取配当金	31	-	-
								資金の貸付 (※2)	30	-	-
								資金の回収 (※2)	30	-	-
								貸付金利息の 受取 (※4)	0	-	-
資金の返済 (※3)	20	-	-								
借入金利息の 支払 (※4)	0	-	-								

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 経営指導料は、業務内容を勘案して決定しております。

(※2) 運転資金として貸付けたものであります。

(※3) 運転資金として借入れたものであります

(※4) 取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

7. 収益認識に関する注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の(5)収益及び費用の計上基準をご覧ください。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	241円62銭
1株当たり当期純利益	61円79銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、持続的な成長と企業価値向上を目的として、株式会社麻生（以下「麻生」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことを決議し、同日付で麻生との間で資本業務提携契約（以下「本契約」といいます。）を締結しました。

詳細は、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」をご覧ください。